

## 随意契約等見直し計画

平成22年4月  
独立行政法人日本学術振興会

### 1. 随意契約等の見直し計画

#### (1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(49.7%) 82	(38.0%) 584,102	(81.2%) 134	(55.7%) 856,276
競争入札	(100%) 82	(100%) 584,102	(100%) 134	(100%) 856,276
企画競争、公募等	( ) %	( ) %	( ) %	( ) %
競争性のない随意契約	(50.3%) 83	(62.0%) 952,257	(18.8%) 31	(44.3%) 680,083
合 計	(100%) 165	(100%) 1,536,359	(100%) 165	(100%) 1,536,359

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

#### (2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これらの結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性、公平性及び透明性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	82	584,102
うち一者応札・一者応募	(15.9%) 13	(56.4%) 329,361

(注) 上段 ( ) (%) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(100%) 13	(100%) 329,361
仕様書の変更	4	267,500
参加条件の変更	3	43,683
公告期間の見直し	13	329,361
その他	13	329,361
契約方式の見直し	( ) (%)	( ) (%)
その他の見直し	( ) (%)	( ) (%)
点検の結果、指摘事項がなかったもの	( ) (%)	( ) (%)

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 ( ) (%) は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

(注4) 「平成20年度限りのもの」8件を含む。

## 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

### (1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施する。

### (2) 随意契約等の見直し

- ① 調達契約に係る仕様策定委員会等の実施に関する取扱要領の作成

仕様策定委員会、技術審査、公募、企画競争、契約予定者選定及び複数年契約に関する内容を明確化した。

② 契約事務標準マニュアルの作成

一般競争への移行を支援するための契約事務標準マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示した。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 入札情報の工夫

本会の HP 上で入札公告を掲載し、また、文部科学省の HP に本会の HP へのリンクを掲載し、入札情報の提供範囲の拡大に努めている。

② 十分な公告等期間の確保

一般競争入札案件の公告等の期間は、本会契約規則により、原則 10 日以上（政府調達協定の対象となるものは原則 5 0 日以上）となっており、国の基準と同じ公告等の期間を設定し、適切な期間を確保している。より競争性を確保するための措置として、競争参加者から企画提案書を提出させる総合評価落札方式及び企画競争について、原則として 20 日以上の公告等の期間を確保することとしている。

総合評価落札方式や企画競争以外の契約についても、少しでも公告等の期間が長く確保できるよう努めている。

また、公告等の期間の確保だけでなく、十分な履行期間を確保するためにも、契約事務の早期着手に努めている。

③ 競争参加要件の見直しに関する周知徹底等

競争参加要件については、調達目的を確実に達成するための必要最小限のものとするよう調達請求部課へ周知している。

仕様書の策定に当たっては、業務内容を具体的にわかりやすく書き、特定の者が有利になることのないよう、また、入札説明会などを可能な限り実施し、業務内容に対する競争参加者の理解度を高めるよう努める。